

近代日本の産業財産権と条約改正 — 外交と内政 — (*)

特別研究員 齋岡聡史

我が国は、明治32(1899)年、パリ条約・ベルヌ条約に加盟することになったが、この過程について、近年、主に外交面から明らかにされつつある。

しかし、依然として、この過程において、日本や欧米諸国は、産業財産権に関して、互いにどのような国内問題を抱えていたのかという内政問題については、余り明らかにされてこなかった。

そこで、この研究では、明治32(1899)年の日本のパリ条約・ベルヌ条約への加盟に至る過程において、日本と欧米諸国—とりわけ、条約改正交渉において主導的な役割を果たした英国と独国—との間に産業財産権をめぐる、どのような問題が生じていたのか、外交と内政の両面から明らかにし、近代日本の産業財産権について検証することを目的とする。

I. はじめに

我が国は、明治32(1899)年に、パリ条約・ベルヌ条約に加盟することになったが、この過程について、近年、主に外交面から明らかにされつつある。

しかし、これらの研究においては、産業財産権に関して、日本や欧米諸国は互いにどのような国内問題を抱えていたのかという外交交渉の背景にある内政問題については、余り明らかにされてこなかった。

産業財産権に関する交渉に限らず、外交交渉は各国の国内事情(内政)に基づいて行われることが多く、このため、外交交渉について更なる分析・検証を行うためには、その国の国内事情(内政)まで把握しておくことが重要であると思われる。

一方、これまで、近代日本の産業財産権に関する研究において、商標条例や専売特許条例などの制定過程については、少なからず言及がなされてきた。

しかし、いずれの研究においても、近代日本の政治的要因に対する配慮が余りなされておらず、近代日本の産業財産権と政治的要因との関連が見いだし難いものとなっている。

そこで、この研究では、これらの研究成果も踏まえつつ、政治学的視点から分析することにより、明治32(1899)年の日本のパリ条約・ベルヌ条約への加盟に至る過程において、日本と欧米諸国—とりわけ、条約改正交渉において主導的な役割を果たした英国と独国—との間に産業財産権をめぐる、どのような問題が生じていたのか、外交と内政の両面から明らかにし、近代日本の産業財産権について検証することを目的とする。

II. 明治政府の成立と産業財産権

1. 「褒賞説」と「専売特許説」との揺動

(1) 公議所の検討

慶應3(1867)年12月、王政復古が発せられ、新たに明治政府が成立することになった。明治2(1869)年3月、明治政府では、早くも公議所において、産業財産権に関して議論がなされ、明治政府の成立当初から、新たな国内産業の振興のため、産業財産権に対して期待が寄せられ、産業財産権法の制定に向けた模索が始められることになった。

(2) 民部省の設立

明治2(1869)年7月、明治政府において官制改革が行われ、民部省、大蔵省などが設けられることになった。民部省と大蔵省については、約一か月後の同年8月に合併されることになり、この結果、巨大官庁となった民部・大蔵省では、産業財産権を含む様々な近代化政策が推進されることになった。

明治3(1870)年前半、民部・大蔵省において、「宝源局」の設置が提案されることになった。この提案は採用されなかったが、発明家への褒賞と専売特許の付与、著述家・翻訳家への書籍専売付与などが規定され、有益な発明をした者には褒賞を与えるという「褒賞説」と有益な発明をした者には専売特許を与えるという「専売特許説」が併用されることになった。

同年6月、同省では、褒賞例典案、褒賞条令案、褒賞規則案が提出されることになった。これらの案についても採用されなかったが、これらの案には、引き続き「褒賞説」と「専売特許説」が併用されていたほか、外国技術を最初に輸入し実施した者にも専売許可を与える旨も規定され、発明に対する模倣を禁止し、発明者を保護する一方で、欧米諸国の技術については、できる限り早期に導入させたいという明治政府の思惑があった。

民部・大蔵省では、いずれも採用されることはなかったが、

(*) これは特許庁委託平成24年度産業財産権研究推進事業(平成24~26年度)報告書の要約である。

産業財産権法に関する提案が繰り返し行われ、明治初期から、国内産業を活性化させるための政策の一つとして、産業財産権に対して、強い期待が寄せられることになった。この背景には、産業財産権に関する知識も有していた渋沢栄一などの旧幕臣の存在があった。

(3) 工部省の設立と民部省の専売略規則制定

明治3(1870)年7月、民部・大蔵省は再び分離される一方、同年閏10月には、新たに勸業行政を担う工部省が設立されることになった。しかし、設立当初の工部省は、組織体制が不十分のまま発足していたため、引き続き民部省が、工部省に代わって勸業行政を担当することになり、明治4(1871)年3月、民部省から産業財産権法案が提出されることになった。

この法案では、これまでの「褒賞説」と「専売特許説」の併用から方針転換が行われ、「褒賞説」が削除され、「専売特許説」が鮮明にされることになった。また、模倣についても、厳しく制限されることはなくなり、欧米諸国や国内の優れた技術について模倣を奨励し、国内産業を早期に発展させたいという民部省の思惑が反映されていた。

同年4月7日、この法案は、語句の修正などが加えられた上で、専売略規則として布告されることになった。

(4) 「褒賞説」への転換と専売略規則の廃止

明治4(1871)年4月に専売略規則が布告されることになったが、その前後期から、早くも民部省内から見直しの動きが見られるようになった。明治4(1871)年7月には、民部省は、「専売特許説」からの方針転換を行い、再び「褒賞説」に基づいて政策を実施することが検討されることになった。

しかし、明治4(1871)年7月、官制改革が行われ、民部省は大蔵省に吸収合併・廃止され、同年10月、民部省が管轄していた専売略規則は、工部省に引き継がれることになった。

一方、民部省から専売略規則を引き継いだ工部省においても、民部省と同様の動きが見られるようになっていた。明治5(1872)年1月、工部省は、民部省から引き継いだ専売略規則については廃止し、新たに発明特許等の規則を設け、「褒賞説」に基づいた政策を実施することを決定することになった。

この結果、明治5(1872)年3月に、工部省は、専売略規則は、弊害が多い一方で利益が少なく、いまだ施行時期ではないとして、廃止することになったが、これは工部省にとっては既定の路線であった。

しかし、工部省としては、専売略規則の廃止は暫定的な処置であり、今後は「褒賞説」に基づく政策を実施するとともに、将来的にはそれに基づく新たな法を制定する意向も示し、この時点においては、産業財産権法の制定に対する意欲自体は保持することになった。

2. 産業財産権をめぐる明治政府内の対立

(1) 専売略規則廃止後の工部省

専売略規則廃止後、工部省は、「褒賞説」に基づいた政策を実施していたようであるが、新たな産業財産権法の制定については、弊害が多い一方で利益が少なく、施行の時期ではないとして、専売略規則廃止時と同様、消極的な姿勢を見せていた。

また、明治6(1873)年1月には、大蔵省から産業財産権に関する問合せが行われたが、工部省は、大蔵省が扱うことに積極的には反対しなかった。

さらに、明治6(1873)年11月に内務省が設立され、翌明治7(1874)年3月に、同省において、産業財産権を管轄する部署が設置されると、明治6(1873)年11月、工部省は、産業財産権を担う部署を廃止し、明治8(1875)年11月には、工部省の事務章程からも産業財産権についての記述を削除するなど、他省に対しても、譲歩する姿勢まで示すようになった。

(2) 内務省の設立

明治6(1873)年10月、明治政府では、新たに人事刷新が行われ、工部卿に伊藤博文、大蔵卿に大隈重信、外務卿に寺島宗則がそれぞれ就任し、同年11月には新たに内務省が設立され、内務卿に大久保利通が就任することになった。

明治7(1874)年3月、内務省では、新たに産業財産権を管轄する部署が設置され、「褒賞説」と「専売特許説」に基づいて政策を実施することになった。

しかし、この結果、産業財産権をめぐる、工部省、大蔵省に加えて、内務省も扱うことになり、管轄をめぐる重複が生じることにもなった。

(3) 大蔵省と内務省の接近

一方、大蔵省は、当初、産業財産権に関しては、工部省との間で棲み分けを意識し、歩調を合わせていたが、明治6(1873)年10月、大隈重信が大蔵卿に就任し、翌11月に内務省が設立されると、新たな動きを見せるようになった。

明治7(1874)年5月、大蔵省は、既に工部省との棲み分けを意識して産業財産権法案を作成していたが、この法案に代えて、新たに内務省との間で調整を行った上で、新たな産業財産権法案を提出することになり、この結果、大蔵省は、工部省を除外する一方、内務省に対して接近する動きを見せるようになった。

(4) 工部省に対する不満の高まり

これに対して、工部省は、大蔵省が提出した法案に対しては、依然として国内産業は未発達であり、利益は少なく弊害が多いなどとして、反対することになり、これを受けて、明治7(1874)年7月、明治政府では、同法案についてはしばらく見合わせることを決定するとともに、産業財産権の管轄については、工部省にあることも認めることになった。

しかし、一方で、明治政府内では、依然として産業財産権

法を制定しようとする工部省の姿勢に対して、不満の声も出されるようになっていた。

明治政府では、当初、産業財産権法の制定については、依然として国内の技術水準は低いままであり、このような状況下で法を制定することには弊害が多いとし、工部省と同様の姿勢を示す意見が多く見られていた。しかし、明治7(1874)年中頃から、次第に産業財産権法の制定の必要性を認める姿勢が見られるようになり、同年8月には、早期に産業財産権法を制定するべきであると明確に示すまでになり、工部省に対する不満が高まることになった。

(5)大蔵省と内務省の攻勢

こうした中、明治8(1875)年1月には、巻き返しを図る大蔵省から、産業財産権は大蔵省が管轄するべきであると主張されることになった。

しかし、これについても、結局、明治政府から退けられることになり、内務省では、明治8(1875)年9月、同省の事務章程から専売特許に関する記述を削除し、さらに、明治9(1876)年1月には、褒賞に関する記述も削除することになり、専売特許の管轄については譲歩することになった。

また、明治8(1875)年12月、大久保内務卿から、産業財産権の管轄に関して問合せがなされることになったが、これについても、結局、明治9(1876)年5月、明治政府は、専売特許の管轄については、工部省の管轄であると認めることになった。

しかし、その一方で、内務省は、明治8(1875)年9月に、商標を管轄として加えることになり、この結果、内務省では、商標に関する法案の作成に着手し、明治9(1876)年には草案を作成することになった。

一方、大蔵省も、依然として、産業財産権法の制定に積極的な姿勢を見せていた。これは、産業界からの要請によるものであった。また、明治11(1878)年12月には、内務省から商標に関する事務が移管されると、商標に関する法案の作成にも着手し、明治13(1880)年12月には、大蔵省による商標に関する法案が作成されることになった。

このように、産業財産権をめぐる、依然として産業財産権法の制定に着手しようとする工部省に対して、内務省と大蔵省は制定に積極的な姿勢を示し、攻勢を仕掛けてくることになった。その後、内務省については、徐々に工部省に譲歩するようになったが、大蔵省は、依然として積極的な姿勢を保持し、管轄をめぐる抗争は、明治14(1881)年の農商務省の設立まで持ち越されることになった。

Ⅲ. 条約改正交渉と産業財産権

1. 寺島期条約改正交渉と産業財産権

(1)日米協定の締結

明治6(1873)年10月、新たに寺島宗則外務卿が就任することになった。寺島は、早速、条約改正交渉に向けた作業に着手し、明治9(1876)年6月から、まず日米交渉から条約改正交渉を開始することになった。その結果、明治11(1878)年7月に、日米協定が調印されることになったが、この協定においては、産業財産権に関する条項は設けられることはなかった。

(2)条約取調局の設置

寺島は、明治7(1874)年4月、条約改正交渉に向けて、条約取調局を設置し、条約改正に向けた法整備を検討することになった。これを受けて、内務省でも条約改正に必要な法整備が検討されることになり、同年12月には、内務省において、産業財産権法の早期制定の必要性が指摘され、条約改正交渉の必要性からも産業財産権法の制定について検討されることになった。

2. 井上期条約改正交渉と産業財産権

(1)条約改正交渉への組み込み

明治12(1879)年9月、外務卿に井上馨が就任することになった。井上は、条約改正交渉に着手し、明治15(1882)年1月に条約改正予備会議を行うことになった。この予備会議では、参加国から、産業財産権の保護に関する条項を設けるよう提案が出されることになった。

予備会議終了後、日本と欧米諸国との間で、産業財産権に関する交渉形式について、交渉が行われ、明治18(1885)年4月、日本政府は、産業財産権に関する交渉を条約改正交渉において行うことに同意することになった。

(2)農商務省の設立と産業財産権法の制定

明治14(1881)年4月、農商務省が設立され、同省が産業財産権を管轄することになった。これを受けて、農商務省では、高橋是清を中心として、産業財産権法の制定作業に着手することになり、明治17(1884)年6月には商標条例が、明治18(1885)年4月には専売特許条例が、それぞれ制定されることになった。

(3)侵害事件の発生と日英の対応

明治16(1883)年9月、日本人が英商標を侵害しているとして、英国から苦情が寄せられることになった。これに対し、日本外務省では、検討が行われ、既に明治15(1882)年の刑法制定によって、罪刑法定主義へ移行し、外国商標の侵害に関する明文規定が存在していなかったにもかかわらず、条約改正交渉での対英関係を重視したため、「超法規的」手段

により、取締りを行うことになった。

また、商標条例が制定された後の明治17(1884)年7月、英国から、新たに日本人が英商標を侵害しているとして苦情が出されることになった。これに対しても、未だ商標条例は外国人に適用されていなかったが、日本政府は、条約改正交渉における対英関係を重視し、「超法規的」手段により、取締りを行うことになった。

これに対して、英国は、日本政府に対して謝意を伝えることになり、産業財産権の保護に対する英国の不満を緩和することになった。

(4) 侵害事件の発生と日独の対応

一方、独国も、侵害事件に対する日本政府の姿勢については高く評価していたが、日本人による独商標侵害事件が頻発するようになると、独国で徐々に新たな動きが見られるようになっていた。

明治19(1886)年2月、日本人による独商標侵害事件が発生することになったが、これに対して、日本政府は、英国の場合と同様、明文規定の有無にかかわらず、取り締まることを決定することになった。

しかし、独国では、産業財産権の保護に関する規定を条約改正交渉に組み込むよう意見が出されることになった。産業財産権に関する交渉について、独外務省は、条約改正後に別途交渉を行う方針を示していたため、こうした意見は大きなものではなかったが、日独間において侵害事件が発生するようになると、次第に独国も条約改正交渉における方針転換の動きも見られるようになっていた。

(5) 条約改正会議と井上外相の辞任

明治19(1886)年5月、条約改正会議が開催されることになった。この会議では、産業財産権の保護が規定された草案が作成されることになったが、日本のパリ条約・ベルヌ条約への加盟については、日独両国の反対によって、規定されることはなかった。

3. 大隈期条約改正交渉と産業財産権

(1) 日米、日独和親通商及航海条約の締結

明治21(1888)年2月1日、大隈重信が外相に就任した。大隈は、これまでの交渉方針を改めた上で、条約改正交渉に着手し、以前から友好的態度を示していた米独との間で交渉を開始することになった。

その結果、明治22(1889)年2月には、日米和親通商及航海条約が、同年6月には、日独和親通商及航海条約が締結されることになった。

また、対英交渉についても、明治22(1889)年10月頃には、日英間でほぼ合意が形成されることになり、条約改正交渉は順調に進められることになったが、この大隈案についても、井上案と同様、治外法権の撤廃が達成されていないとして、

国内で反発が高まり、再び条約改正交渉は中断されることになった。

(2) 侵害事件の発生と日英独の対応

明治20(1887)年12月末、日本人が英商標を侵害しているとして、英国から苦情が寄せられることになった。

これに対し、大隈は、これまで日本政府が行ってきた「超法規的」手段により、取締りを行うことは不可能であるとして、英国の要請を拒否することになり、英国は、大隈の姿勢に警戒感を強めることになった。

一方、明治21(1888)年12月、日本人が独商標を侵害しているとして独国から苦情が寄せられることになった。

これに対して、大隈は、翌明治22(1889)年1月、英国に対する対応と同様、行政権による処分は不可能であるとしつつも、地方政府において対処したいと独国には好意的姿勢を示すことになった。

独国は、日本政府の対応に引き続き満足していたが、その一方で、独国では、明治22(1889)年9月、日本人による商標侵害に関する報告書が作成されることになった。この報告書では、清国に日本商品が大量入流している現状とそれに伴う侵害事件の多発が報告され、日本の工業力に対する警戒感が強められるとともに、今後、独主力産業に対する多大な損害発生危険性も指摘されることになった。そして、同報告書では、治外法権と日独貿易との状況変化のため、現在の日独条約では対応できず、問題解決のため、新たな日独条約の早期締結が訴えられるようになっていた。

このように、独国では、侵害事件に対するこれまでの日本政府の対応には満足していたが、次第に産業財産権についての問題の重要性が認識され始め、次第に危機感を募らせるようになっていた。

(3) 産業財産権法制度の整備と限界

明治21(1888)年7月、井上馨が農商務相に就任することになった。井上の下では、産業財産権法の制定・改正が行われ、産業財産権法制度の整備が行われることになったほか、特許局の人員増加や特許局の局舎も建設されるなど、特許局の組織体制も拡充されることになった。

しかし、一方で、特許局のこうした動きに対しては、次第に不満も出されるようになり、その後、特許局の人員は削減され、特許局も建設されたばかりの新局舎から移転を余儀なくされるなど、縮小されることになった。

さらに、明治22(1889)年10月には、中心的な役割を果たしてきた高橋是清が特許局長を辞任することになり、後任人事については、人材不足から難航するなど、人材不足を露呈してしまうことになった。

4. 「内地雑居」の開始と産業財産権

(1) 独の譲歩

明治31(1898)年11月、第二次山県内閣が成立することになった。外相には、青木周蔵が就任し、青木は、明治29(1896)年の日独通商航海条約締結後、日独間において懸案となっていた産業財産権に関する問題の解決に着手することになった。

日独通商航海条約において規定されている、日独間における産業財産権に関する特別条約については、明治30(1897)年7月、独内務省(Reichsministerium des Innern)が草案を作成することになったが、この草案に対しては、独特許局(Reichspatentamt)から、独商標を逆に危険にさらすことになるとして反対されることになった。

このため、明治32(1899)年5月、独内務省は、独外務省に対して、草案の破棄を要請するとともに、独国が近い将来、パリ条約に加盟する見込みであるため、特別条約も必要がない旨を伝えることになり、特別条約については、独国から譲歩がなされ、協議提案については行われることはなかった。

(2) 侵害事件の発生と日独英の対応

明治30(1897)年7月、独内務省に独商標の保護のため、政治的介入を求める請願書が届けられることになった。これに対して、独内務省は、明治31(1898)年9月、事件ごとに日本政府と交渉することを独外務省に提案し、英国の協力も得て、日本政府と交渉することになった。

この結果、同年12月には、日英独の間で交渉が行われることになったが、日本政府の強硬な姿勢に対して、独英両国は一方的な譲歩を余儀なくされることになり、敗北感をにじませることになった。

IV. おわりに

明治32(1899)年の日本のパリ条約・ベルヌ条約への加盟に至る過程において、日本と欧米諸国との間に産業財産権をめぐる、近代日本においては、以下のような問題が生じることになった。すなわち、①産業財産権法の制定をめぐる、日本政府内において対立が生じていたこと、②この対立が直ちには解決されず、明治14(1881)年の農商務省設立まで問題解決が持ち越されてしまったこと、③産業財産権法制度の整備が順調には進んでいなかったこと、④産業財産権法の制定の遅延により、模倣品の氾濫と侵害事件の多発が生じていたこと、⑤産業財産権法の制定後、外国人への権利付与の問題が生じることになったこと、⑥日本のパリ条約・ベルヌ条約への加盟が要求されるようになったこと、⑦「内地雑居」開始後の産業財産権に関する問題が生じていたこと、である。

これらの問題に対して、日本政府は、産業財産権の優先度を低く位置付けてしまった結果、侵害事件の多発などを招き、ついには外交問題にまで発展させてしまうような事態を引き起こすことになり、十分に対処することはできていなかった。

また、日本政府は、産業財産権に関する侵害事件について、当初は、欧米諸国からの要求に最大限応じていたが、その後、あえて外交手段として用いるようにもなり、その結果、英独から譲歩を引き出すことになった。

こうした近代日本の事例は、近代化と産業財産権の保護との両立がいかにかに困難であるのかということを示しているように思われ、今後、新興国でも同様の問題が発生するおそれがある。このため、同様の問題が生じた場合に備えて、十分な対応策を検討しておく必要性があり、また、その一方で、途上国、先進国共に利益になる産業財産権の保護の在り方についても、今後検討していく必要があることも示唆していると思われる。